





# 『川路聖謨之生涯』の味わい深さ

作家 中村彰彦

江戸幕府は、なかなか良い官僚育成制度を工夫していた。布衣（御目見以上）の者の嫡男が武芸、学力のいずれかの試験に合格し、「番入り」といつて書院番組か小姓番組に入ることを許されると、いずれは徒頭かちがしら、小十人頭こじゅうにんなどを経て目付や遠国奉行に登用される道がひらけるのだ。

川路聖謨としあきら（享和元年（一八〇一）～慶應四年（一八六八））の場合

はエリートとして「番入り」から出世街道を歩みはじめたわけではなかつたが、文化九年（一八一二）、徒士かちという

下級の身分の家から小普請組の川路光房のもとへ養子入りしたころから運がひらけた。小普請組支配の石川忠房（のち勘定奉行）に才氣を認められて、十八歳にして勘定所の筆算吟味の試験に合格。翌文政元年（一八一八）に支配勘定出役に採用されるや、評定所留役（書留役）、寺社奉行

吟味物調役当分助、勘定組頭格と昇進し、能吏としてひろく知られるに至るのである。

その間に聖謨が裁定に関与した最大の事件は、文政十二年、但馬出石藩に勃発した仙石騒動であつた。

これは一言で言えば、藩の財政建て直しをめぐる仙石左京ら改革派と仙石酒造ら保守派の争い。聖謨は寺社奉行脇坂安垂（播州龍野藩主）に命じられていわば予審判事の役をつとめ、結果として仙石左京を獄門、ほかに死罪二名、遠島三名、関係した老中松平康任は隠居謹慎、幼君道之助は閉門、出石藩は五万八千石から三万石に減封とう峻烈な裁断を導き出した。

当時、江戸ではこの裁定を称えるあまりに、「五万石でも脇坂様は花のお江戸で知恵頭」と謳われたほどであり、聖謨の名も十一代将軍家斉や老中首座大久保忠真に知られるに至つた。そのため仙石騒動が一件落着となつた天保六年（一八三五）、かれは勘定吟味役という名の幕府会計の監督官に登用され、これまで九十俵三人扶持でしかなかつた収入は五百石に役高三百俵と十倍近くにふくれ上がつた。

本書『川路聖謨之生涯』は、右のような足跡を歴史に刻むことから始まつた有能な幕臣の一生を克明にたどつた伝記である。天保十一年佐渡奉行、弘化三年（一八四六）奈良奉行、嘉永四年（一八五二）大坂町奉行と遠国奉行をも歴任した聖謨は『島根のすさみ』『寧府紀事』などの著作や日記を残した文章家でもあり、本書の編述者川路寛堂（幼名太郎）はその孫に当たる。それだけに本書の記述には

いでほしい、という不退転の覚悟で再交渉にあたつたことをあきらかにしているのは、まことに興味深い。昨今の日本の政治家ないし官僚には外交音痴が多いそうだが、鎖国政策を開国に切り換えて初めての国境画定交渉に際しては、外交のガの字も知らなかつたはずの聖謨が誠心誠意対応することによってみごとな果実を手にしたのである。

このことについても、本書は「聖謨日記」を引用することによって交渉の水面下の事情を伝えている。

「魯西亞は、虎狼之國と世に申候、然るや。又は、信義の國なりや、いかに。道理を守らば、わがことに隨ひ候へとて、理をつくし候て申諭候處、大に承伏いたし候而、エトロフへ立入間敷、カラフトに手さしいだし不申差出置候軍兵、引払可申旨申之、すらすらと参り可申体なり」

カラフトは両国雜居の地と定められたものの千島列島方面の国境はエトロフ島とウルップ島の間とされたから、この外交交渉は実質上日本の勝利に終わつたわけである。

しかも本書の味わい深いところは、右のような結果を述べ次の話に進んでしまうのではなく、聖謨とプチャーチン及びその書記官との人間関係にも踏み込んでいる点であろう。嘉永七年一月、再会した聖謨とプチャーチンが日露和親条約締結の予備交渉をおこなつた時のやりとりは、特に印象深い。

ロシア艦内で晩餐会が開かれて互いに酒杯を重ねると、プチャーチンの書記官が聖謨の持つ白扇をもらい受けてから、懐中時計を見せてほしい、といつた。聖謨のそれが銀側の品に糸紐をつけただけのものと知つた書記官は、糸紐を金鎖に替えてこういった。

「これ過刻恵まれし美扇の酬答、且は記念のためとして、受納ありたし」

驚いた聖謨が固辞しても、相手は承諾してくれない。するとプチャーチンが、

「余にも、全權の御時計を、みせ給へよ」

と口を挟んでまだ書記官の手にしていた懐中時計を受け取り、聖謨に伝えた。

「此御時計と、鎖りとは、色の連合、少しあしければ、今余をして一小時儀を、川（路）全權に呈することを許さしめよ」

プチャーチンは銀側の懐中時計に金の鎖は似合わないと理由をつけ、金時計に金の鎖をつけ替えて聖謨にプレゼン

川路家に伝わる文書類ばかりか聖謨が寛堂にじかに語り残したところに負う秘話も少なくなく、他の追随を許さぬ評伝となつてゐる。

聖謨の一世一代の晴れ舞台が、ロシア使節プチャーチンとの日露国境画定交渉であつたことはよく知られていよう。すなわち嘉永六年（一八五三）六月三日にペリーが来航してからわずか一カ月半後の七月十八日、プチャーチンが軍艦四隻を率いて長崎にあらわれたと報じられて同地出張を命じられたのが、勘定奉行と海防掛を兼ねていた聖謨であつた。

カラフトの国境は北緯五十度をもつてし、千島列島方面においてはウルップまでを日本領とする。こういった腹案で交渉を開始した聖謨に対し、プチャーチンはカラフトは全島、千島列島方面ではウルップまでがロシア領だ主張して止まなかつた。

老中首座阿部正弘にしても右のような中間報告を受けて不安を覚え、聖謨に伝えた。

「談判の形勢に依ては、是迄の訓令を放棄し、臨機の処置あるも、妨げなし」

この時の聖謨の反応について、本書が「聖謨日記」を引いて、「身は差し置致たれば、心配なし」

つまり、体は國に差し上げたものであるから気にしな

## 内容見本 (90%縮小)

(部分)

是に由て之を觀れば、聖謨が讀書を樂みさせしこと、且は實踐の學を常に勉めしことは、明かなるが如し。  
前にも述し如く、聖謨は儉且謙を以て、其身を處せむことを勉めしため、管下人民に對しても、常に思ふことのありとて、日記に掲げしものあれば、茲に又これを錄せむ。

けふ途中に而、の途中を云なり、巡見書体いまた四ツ前なれば、小休の所にて、密に辨當にいたしけるに、例の燒飯をこりに入たること故、いつてもこまらぬなり。呂伯程の身からの人、三代の頃は、甘棠のもとに、政を聞たものといふにあらずや。今政のことはさて置、某等か巡村にても、民の勞すること夥しきなり、それをいとひて、辨當など嚴敷せしか、それにもまたく勞することは多かるへし。玄かし密に聞くに、某が嚴しくせしめ、村々の入費は、以前、奉行か巡村せし時の三分一に減したちといふ。されど巡村の入用は、高割になるゆゑ、一村の一人前にかゝることは、存外に少し、唯々奉行を名として、其割元の役人共か、飲食する入費の多きため、村入用大に嵩むことなり。されば某か骨を折て、村入費を減せんとは、却てありかたからぬものあるへし、依て氣受といふことを論せむには、寧ろ村入用の程よく多きかたをよしとすへし、笑ふべきことならずや。玄かし兎に角、奉行か華美、傲奢を好む氣味あれは、必ず民を勞すること多きか故、たゞひ甘棠の下に、政をきく程の手輕なることはならぬとも、其こゝろはなくて叶ふまし。され共々華美、傲奢と

これをもつてしても日露両国を代表した二人の個性が察せられ、このような味わい深さが本書を浩瀚ながら滋味豊かな史伝たらしめていることがおわかり頂けるのである

まいか。

なお本書は第一章、第二章といつた章立てをせず、「聖謨の父」「聖謨生る」といった小見出しの次に地の文が続くという筆法がとられている。そして結尾近くには「聖謨、辞世の詩歌を記す」「聖謨自殺す（明治元年三月十五日）」という小見出しが立てられる。文久三年（一八六三）に隠居、慶應二年（一八六六）には中風の發作を起こして左半身不隨となつていた聖謨は、江戸城が官軍に引き渡されたという噂の真偽も確かめず腹を切り、ピストルで喉を撃つて幕府に殉じたのである。

幕府を代表する名官僚川路左衛門尉聖謨は、享年六十八歳（さそくじんのじよ）であつた。

なお本書元版は明治三十六年（一九〇三）十月の出版であり、昭和四十五年（一九七〇）九月に世界文庫から覆刻された際の部数は限定九百三十部、額価は一万三千円であった。私の架蔵しているのはその内のナンバー315だが、定評ある日本歴史学会編『明治維新人名辭典』なども聖謨についての参考文献としては、本書を第一等に推している。

幕末維新史に関心のある皆さんにあえてお薦めするゆえんである。

■見たことのない本書「元版」は明治36年刊で、昭和45年に「世界文庫」社から復刻されました。「元版」は以前から入手不可能で、復刻するにでも復刻版を何冊見てもすべて文字は薄く印刷ムラも多いため（原本も同じ？）、今回はその中からよりきれいな本を選び、最新技術を駆使して立派に仕上ります。

■最後まで予約特価一万五千円のつもりでした  
が、半世紀近くも前の他社復刻版と同じ一万三千円に据え置きました。

威張るようですが印刷・製本・装幀・部数など、価格以外の差は比較になりません。

なおすぐ売り切れると思っておりますので定価ではなく、もし残部が生じた場合は時価です。

どうぞ予約特価でお求め下さい。

Q 生

■体裁 上製箱入  
A5判 七八〇頁  
■特価 一万三千円（税込）  
■特価締切 平成26年4月10日  
■発売 平成26年5月中旬  
■限定二百部  
（番号入）  
▼書店不卸 ▼締切厳守 ▼返本OK

山口県周南市銀座2-13  
■URL http://www.matsuono.com

これよりは、怠たるにはあらねども、急なる性質にかたよらぬ様に、心すへしと思ふなり。

又、奈良市中の警察を嚴にし、前にも記し、如く、強盜を、捕ふるに勉めしゆゑ、盜難の減せしこと、事實明なれば、其趣、日記中を左に抄録す。

十八日、晴、(前同年同月)御用日にて、白洲へいてたり。○盜賊の減少せしためしに、訴書接に、盜難を調へみし處、昨年は、一ヶ年にて、百六十度ありて、忍入なとも多し。當年は、七月十二日までに、四十度ならてはなし、忍入は至て少し。依て思へば、盜賊は半分に成しなり。盜賊を召捕すること半分にて、番非人共は、困しむへし、なれ共、締りを破り候盜賊、訴ありて、十日の内に、其盜賊を捕へたるもの、并に戸明の盜人について、之を召捕たる番人には、即日、褒美を余手限りにて遣すなり。こゝに入用はか、れ共、牢内の飯米、四分一餘に減したれは、それをもて、償ふに大に餘るなり。玄かし牢内に、病人なきゆゑ、醫者こまると云、一笑なり。

又、民事の離滯少しがゆゑ、原被とも、奈良市中に、滞在するもの大に減せし由、日記中に、聖謨筆せしことあれば、左に録しぬ。

十九日、曇、(同年同月)此程、公事少く、鄉宿接に、訴訟人の多共助成薄く、又、木辻町の遊所なども、さひしと云なり。一躬は、公事人共、百五六十人は滞在いたし居候と常なるよし。然るに、此程、半分もなしといふ。よりて調べるに、益前に多くかた附て、當時、惣公事數、七ツにて、歸村中の者等あり。全く動き居るは、二口なり。鄉宿、二十軒へ割みれば、僅かなるものなるへし。尤御用日の度々に、出る目安、其外のもの共あれは、新舊の公事惣數を、合せ舉れば、訴訟人の數、五六十人にも及ぶへし。

又認件の、統計をなし、ことありとて、日記中に筆せしことあれば、左に、

廿三日、晴、(同年同月)公事數の調をさせみしに、一昨年は、池田<sub>按に、聖謨に先だちし、奈良奉行なりき。</sub>御用召に付、調へ出來不申、其前年、三百口にて、六十口餘、翌年へ越たり。去年は、千口餘にて、三十口餘、當年へ越たり。當年は、七月迄に、九百口ありて、二口益後へ越たり。與力共の出精するも無相違。又大和一國より、昨年益後より當年へかけ、願出し一件、多きも相違なし、今迄、公事數調といふとなく、所司代御參府之節、公事數之書付差出法をもて、取調たるに、それにては間違ありて、全の事實得かたき故、江戸の流義を教遺し、公事訴訟殘りもの、譯、且願と、公事と、出入といふ辨別を書みせしに、皆驚嘆して、奇怪を唱ふる異説を、いふ如くおもふ躬なり。依て、矢張、奈良流の調へに据置たり。公事銘帳といふもの、初て、昨年余が好みによりて出來しのみ、田舎は驚入たる事にて、與力共皆太古の人の如く、何にてもすめは、すみ來る故に、仕來を容易に改められぬなり。魚目、燕石を擧世、珠玉といはむに、爭ふは無益なり。これ干和か、あしきられて、血の涙を流せしわけなり。余、因循苟且を好むにあらず、この調いかにと、萬一御尋あるとも、御役所の仕來なれば差支なし。又二口、三口の相違あれはとて、人の害になること更になし。却て、江戸流にするかた、與力、同心共不馴にて、難義をなし、筆墨を費すなり。依て、かゝる類のことは、總て構はすに置り。只、けしからぬ牢問、接に拷問<sub>のぞなり</sub>又は名代のものへ、手鎖を申付る類を改しにて、其餘を玄るへし。

聖謨は、訟の庭に於て、原被の訴答を聞き、これを公判せむとするに當り、誠を盡して、正理を誤らざるに注意せしは、述るまでもなきことなれど、これに關し、聖謨が日記に筆して、弟清直に示し、ことのあれば、左に録せむ。

入組たる出入ものあり、與力に掛るよりは、手に取てせむと思ひ、九ツ時より白洲

■本書がいかに多くの文献に引かれて  
いるかを知つて頂く連続五頁です。  
■ここに上へる二四二頁は作戦図のため  
次頁下段へ移しました。